

法学研究科 学位(修士)論文・特定課題研究 審査基準

1.修了基準について

合計30単位を修得し、修士論文(特定課題研究)について本研究科が行う審査及び試験に合格すること。

2.審査基準

修士論文・特定課題研究
審査の要点

修士論文審査の要点

1. 研究課題に対しての問題意識が適切なものであるか。
 2. 研究方法は適切に選択され、正確に記述されているか。
 3. 研究内容はビジネス法務に関して学理的あるいは実務的に意義を有するか、あるいはビジネス法務の専門性の向上に意義を有するものであるか。
 4. 論文の構成および内容に研究課題の設定が十分に反映されているか。
 5. 論文の論旨の展開は説得的になされているか。また、参考資料の提示等は十分になされているか。
 6. 結論は十分吟味され研究課題に答えるものとなっているか。
 7. 結論に何らかの独自性や新規性が認められるか。
 8. 研究の倫理は守られているか。
- 以上の諸点を審査の要点とする。

特定課題研究審査の要点

1. 研究課題に対しての問題意識が適切なものであるか。
 2. 研究方法は適切に選択され、正確に記述されているか。
 3. 研究内容はビジネス法務に関して学理的あるいは実務的に意義を有するか、あるいはビジネス法務の専門性の向上に意義を有するものであるか。
 4. 論文の構成および内容に研究課題の設定が十分に反映されているか。
 5. 論文の論旨の展開は説得的になされているか。また、参考資料の提示等は十分になされているか。
 6. 結論は十分吟味され研究課題に答えるものとなっているか。
 7. 結論に何らかの独自性や新規性が認められるか。
 8. 研究の倫理は守られているか。
- 以上の諸点を審査の要点とする。

(付記事項) 本研究科では、同一の修士号を与える以上、修士論文と特定課題研究の審査基準(審査の要点)は原則同一とするが、特定課題研究については、規模の大きさや研究範囲の広さに関しては、修士論文に準じるものとして考慮する。

法学研究科 学位(博士)論文 審査基準

1.修了基準について

必修科目12単位、選択科目6単位の合計18単位を修得するとともに、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

2.審査基準

学位論文（博士論文）
審査の要点

本課程の学位論文（博士論文）審査にあつては、以下を基準とする。

1. 学位論文の内容に、該当する専門分野のこれまでの研究を踏まえた学位申請者の十分な独創性があり、該当分野の学理の究明ないし実務の理論化に貢献するものと認められること。
2. 学位申請者が主たる著者となっている論文で、学位論文に関連する内容の研究論文が、1件以上査読付きの学術誌に掲載され若しくはすでに掲載の許可が得られていること、又は同等レベルと認められる論文があること。
3. 十分な関連性を持った複数の論文をもって学位論文を構成してもよいが、その場合は、原則として当該領域単著論文3本程度以上の量であること。
4. 研究成果の発信のために十分な発表技能を有すること。